

特別養護老人ホーム 厚生園 利用料金表

(令和3年8月1日より施行)

多床室(相部屋)

要介護度	利用者負担分	食費	居住費	日常生活継続支援加算	精神科医師定期的療養指導加算	看護体制加算	利用者負担合計	月額(30日分)	
要介護度3	712円	段階1	300円	-----	36円	5円	6円	1,059円	31,770円
		段階2	390円	370円				1,519円	45,570円
		段階3①	650円	370円				1,779円	53,370円
		段階3②	1,360円	370円				2,489円	74,670円
		段階4	1,445円	840円				3,044円	91,320円
要介護度4	780円	段階1	300円	-----	36円	5円	6円	1,127円	33,810円
		段階2	390円	370円				1,587円	47,610円
		段階3①	650円	370円				1,847円	55,410円
		段階3②	1,360円	370円				2,557円	76,710円
		段階4	1,445円	840円				3,112円	93,360円
要介護度5	847円	段階1	300円	-----	36円	5円	6円	1,194円	35,820円
		段階2	390円	370円				1,654円	49,620円
		段階3①	650円	370円				1,914円	57,420円
		段階3②	1,360円	370円				2,624円	78,720円
		段階4	1,445円	840円				3,179円	95,370円

※ 日常生活継続支援加算は、新規入所者の状況によってサービス提供体制強化加算(6円)に変更となる場合があります。

●その他の利用料金

サービス名称	費用	備考
療養食加算	6円/1食	医師の指定による糖尿病食・心臓病食等を提供する場合
外泊時加算	246円/日	月6日間分を限度に徴収(入院時を含む)
初期加算	30円/日	入所時又は30日以上入院等した場合 (30日分を限度に徴収)

●負担の割合について(令和元年10月1日より)

一定以上の所得がある場合は、食費を除く利用者負担分が2割または3割になります。判定基準については裏面をご覧ください。

● 居住費・食費負担額の減額

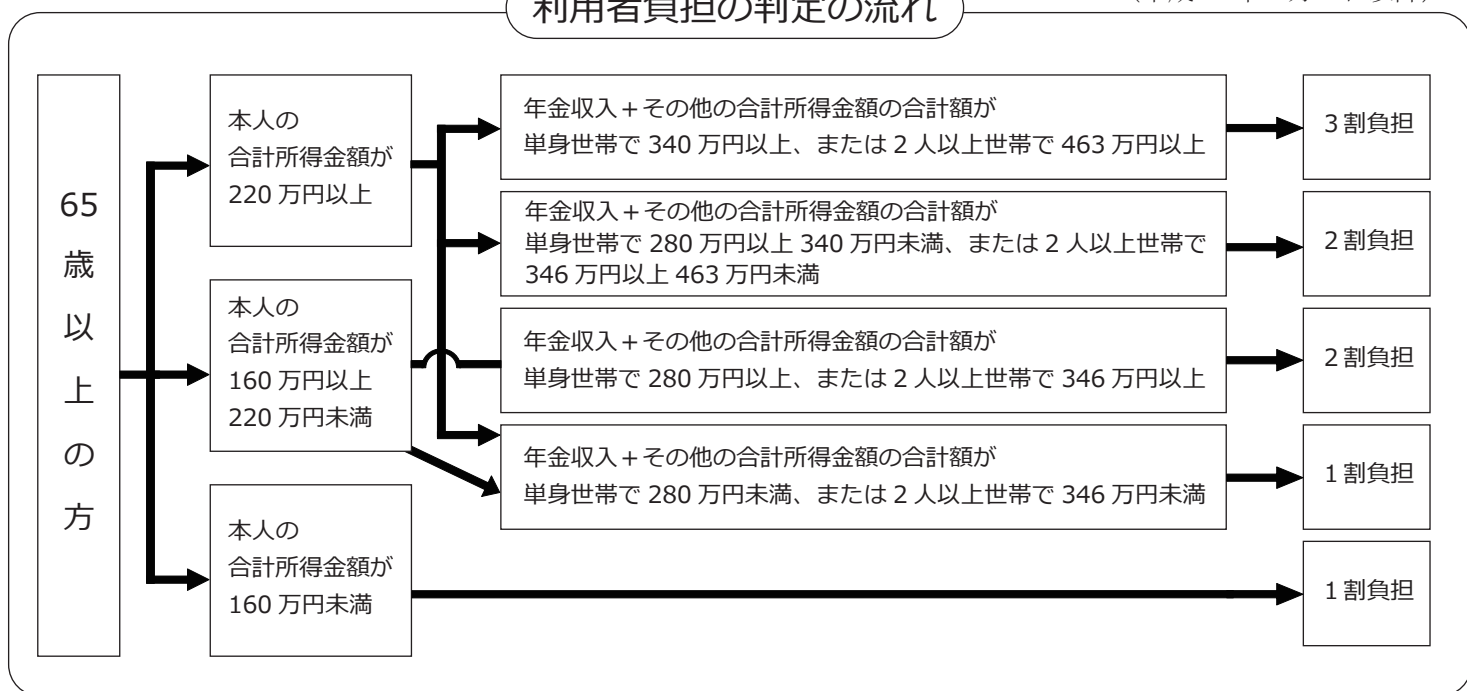
(令和3年8月1日改正)

対象者		区分	居住費	食費
生活保護対象者		利用者負担段階1	0円/日	300円/日
市町村 民税非課税 世帯全員が	老齢福祉年金受給者			
	年金収入等80万円以下	利用者負担段階2	370円/日	390円/日
	年金収入等80万円超120万円以下	利用者負担段階3①	370円/日	650円/日
	年金収入等120万円超	利用者負担段階3②	370円/日	1,360円/日
上記以外の方		利用者負担段階4	840円/日	1,445円/日

※上記負担段階の詳細な内容等については、八雲町保健福祉課にお問い合わせください。

利用者負担の判定の流れ

(平成30年8月1日以降)



- ※ 第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担です。
- ※ 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。
- ※ その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。
- ※ 詳しい内容については、八雲町保健福祉課にお問い合わせください。